

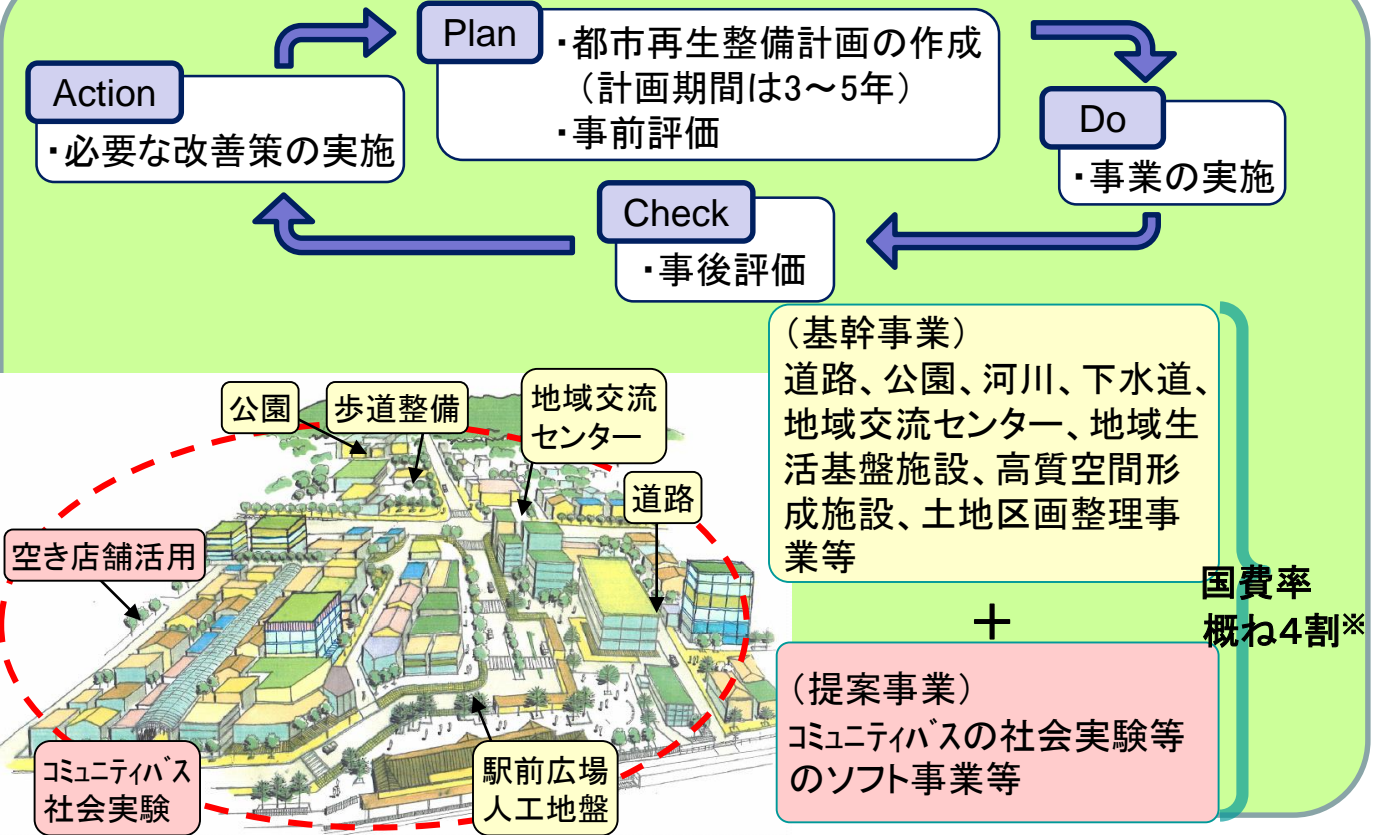
## 制度創設経緯等

- ・国の喫緊の課題である全国都市再生を推進するため、平成16年に都市再生特別措置法を改正し、地域の課題、実情に対応できる総合性、自由度の高いまちづくり交付金制度として創設。
- ・社会資本整備総合交付金において、「都市再生整備計画事業」として基幹事業に位置づけられている。

## 制度目的

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

## 都市再生整備計画事業(従来のまちづくり交付金事業)



※ 立地適正化計画関連等の国として特に推進すべき施策に関連する一定の要件を満たす地区については、交付率の上限を45%(通常40%)として重点的に支援。

## 対象区域

①もしくは②の要件に該当する区域

### 【要件①】

- 立地適正化計画を作成している場合
  - ・居住誘導区域内
- 立地適正化計画を作成していない場合
  - ・鉄道・地下鉄駅から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場から半径500mの範囲内の区域<sup>※1・※2</sup>

※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る  
 ※2 平成30年度末までに提出される都市再生整備計画に基づく事業については、市街化区域又は非線引き用途地域内

### 【要件②】

- 歴史的風致維持向上計画、観光圏整備実施計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、当該市町村のコンパクト化の方針と齟齬がない区域